

調査の概要及び用語の解説

1 平成 22 年国勢調査の概要

調査の目的及び沿革

国勢調査は、我が国の人口・世帯の状況を明らかにするため、大正 9 年以来 5 年ごとに行われており、平成 22 年国勢調査はその 19 回目に当たります。

なお、沖縄県は、昭和 47 年 5 月 15 日に我が国に復帰し、昭和 50 年の国勢調査から調査地域となりましたが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって 5 回の国勢調査が実施されています。

《注意点》

国勢調査は、大正 9 年を初めとする 10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成 22 年国勢調査は大規模調査に当たります。

両者の差異は、主として調査事項の数にあります。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正 9 年、昭和 5 年、昭和 15 年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正 14 年、昭和 10 年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていました。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査（昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成 2 年、12 年及び 22 年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査（昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成 7 年及び 17 年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられています。

調査の時期

平成 22 年国勢調査は、平成 22 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われました。

調査の法的根拠

平成 22 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定及び次の法令に基づいて行われました。

- ・国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）
- ・国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）
- ・国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

調査の地域

平成 22 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われました。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

2 用語の解説

人口

(1) 国勢調査で調査した人口は、調査年の10月1日午前零時現在（以下「調査時」という。）の人口です。（昭和20年の人口が掲載されている場合は、同年11月1日午前零時現在で行われた人口調査による人口）

(2) 調査した人口は「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。すなわち、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している人」とみなしています。

《注意点》

次の者については、それぞれ以下に述べる場所に「常住している人」とみなして、その場所で調査しています。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条規定する専修学校又は第134条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

イ 病院又は療養所に入院・入所している者で、引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅

ウ 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出航し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しています。

エ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所

オ 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

(3) 日本国に常住する外国者は、基本的に調査の対象としましたが、次の者は調査の対象から除外しています。

ア 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族

イ 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

<過去の人口の定義>

人口についての定義は、昭和 30 年以降の調査では上記のとおりですが、25 年以前の調査では以下のようになっています。

○ 昭和 25 年

調査した人口は「常住人口」です。常住の判定の基準となる居住期間を6か月以上としており、それぞれの住んでいる場所で調査しています（「現在人口」も調査し、集計しています。）。

ただし、精神病院、結核療養所等の入院患者又は療養者は、入院等の期間にかかわらずその病院又は療養所を常住地とみなして調査しています。また、調査時前に本邦を出港した船舶の乗組員で陸上に住所の無い人も、調査時後3日以内に入港した場合、調査時において本邦内に常住地を有する人とみなして、その船舶で調査しています。

○ 大正 9 年～昭和 22 年

調査した人口は「現在人口」です。現在人口とは、各人を調査時にいた場所で調査する方法（現在地方式）によった人口であり、一般の外国人はもとより、外交使節団等の構成員も含めたすべてを調査しています。また、調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後4日以内（20年及び22年は2日以内）に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地にいたとみなして調査しています。

昭和 20 年の人口調査では、陸海軍の部隊・艦船内にあった人及び外国人（韓国・朝鮮又は台湾の国籍を有する者を除く。）を、22 年は外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属等を、調査の対象から除外しています

昭和 15 年の調査では、軍人・軍属等についてはそれらが海外にいるとしないを問わず、すべてその家族などのいる応召前の住所で調査しています。したがって、これらの軍人・軍属等を含めた「全人口」及びそれらを除外した「銃後人口」が集計されています

面積と人口密度

報告書等に掲載してある面積及び人口密度は、国土交通省国土地理院が公表した各年の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

ただし、国土地理院が公表した市区町村別面積には、その一部に、1) 市区町村の境界に変更等があっても国土地理院の調査が未了のため変更以前の面積が表示されているもの、2) 境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものがあります。これらについては、調査結果の利用者の便宜を図るため、総務省統計局において面積を推定し、その旨を注記しています。したがって、これらの市区町村別面積は、国土地理院の公表する面積とは一致しないことがありますので、利用の際には注意が必要です。

なお、人口密度については、国勢調査令等によって調査の対象外であった地域の面積を除いて算出しています。

○ 人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものです。ただし、全域が人口集中地区となる市区町村の面積は、上記の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

人口性比

「人口性比」とは、女性 100 人に対する男性の数をいいます。

人口性比 = 男性人口 / 女性人口 × 100

年齢・平均年齢・年齢中位数

(1) 年齢

「年齢」は、昭和 40 年以降の調査では調査日前日による満年齢を基に集計しています。なお、10 月 1 日午前零時に生まれた人もそれぞれに調査で 0 歳に含んでいます。

昭和 35 年調査までは、調査日現在による満年齢を基に集計しており、15 年及び 22 年の調査では、満年齢のほかに数え年の集計を行っています。

(2) 平均年齢

「平均年齢」は、以下のとおり算出しています。

平均年齢 = 年齢（各歳）× 各歳別人口 / 各歳別人口の合計 + 0.5

※ 平均年齢に 0.5 を加える理由

国勢調査では、10 月 1 日現在の満年齢（誕生日を迎えるごとに 1 歳を加える年齢の数え方）を用いて集計しています。

つまり、10 月 1 日現在で X 歳と 0 日の人も、X 歳と 364 日の人も同じ X 歳として集計しています。

そこで、平均年齢を算出する際、X 歳と 0 日から 364 日までの人がいることを考慮し、平均である半年分（0.5 歳）を加えているものです。

(3) 年齢中位数

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を 2 等分する境界点にある年齢のことをいいます。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

区分	内容
未婚	まだ結婚したことのない人
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
死別	妻又は夫と死別して独身の人
離別	妻又は夫と離別して独身の人

国籍

国勢調査では、国籍を「日本」のほか、以下のように 11 区分しています。

「韓国、朝鮮」「中国」「フィリピン」「タイ」「インドネシア」「ベトナム」

「イギリス」「アメリカ」「ブラジル」「ペルー」「その他」

従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している、又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分しています。

区分	内容
自市区町で従業・通学	従業・通学先が常住している市区町と同一の市区町にある場合
自宅	従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合 ※ 併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含みます。 ※ 農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含みます。
自宅外	常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合
他市区町村で従業・通学	従業・通学先が常住している市区町以外にある場合 (これは、いわゆるその市区町からの流出人口を示すものとなっています。)
自市内他区	常住地が広島市にある人で、同じ市内の他の区に従業地・通学地がある場合
県内他市区町	従業・通学先が常住地である広島県内の他の市区町にある場合
他県	従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

区分	内容
一般世帯	1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。 2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯	
寮・寄宿舎の学生・生徒	学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位：棟ごと)
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など (世帯の単位：一人一人)

<過去の世帯の定義>

昭和 55 年以前の調査では、世帯の定義は次のようになっています。

○ 昭和 55 年

昭和 55 年調査では、世帯を「普通世帯」と「準世帯」に区分しています。

区分	内容								
普通世帯	住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、普通世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なくすべての雇主の世帯に含めています。								
準世帯	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>間借り・下宿などの単身者（世帯の単位：単身者一人一人）</td> </tr> <tr> <td>会社などの独身寮の単身者（世帯の単位：単身者一人一人）</td> </tr> <tr> <td>寮・寄宿舎の学生・生徒（世帯の単位：棟ごと）</td> </tr> <tr> <td>病院・療養所の入院者（世帯の単位：施設ごと）</td> </tr> <tr> <td>社会施設の入所者（世帯の単位：棟ごと）</td> </tr> <tr> <td>自衛隊営舎内居住者（世帯の単位：調査単位ごと）</td> </tr> <tr> <td>矯正施設の入所者（世帯の単位：調査単位ごと）</td> </tr> <tr> <td>その他（世帯の単位：一人一人）</td> </tr> </tbody> </table>	間借り・下宿などの単身者（世帯の単位：単身者一人一人）	会社などの独身寮の単身者（世帯の単位：単身者一人一人）	寮・寄宿舎の学生・生徒（世帯の単位：棟ごと）	病院・療養所の入院者（世帯の単位：施設ごと）	社会施設の入所者（世帯の単位：棟ごと）	自衛隊営舎内居住者（世帯の単位：調査単位ごと）	矯正施設の入所者（世帯の単位：調査単位ごと）	その他（世帯の単位：一人一人）
間借り・下宿などの単身者（世帯の単位：単身者一人一人）									
会社などの独身寮の単身者（世帯の単位：単身者一人一人）									
寮・寄宿舎の学生・生徒（世帯の単位：棟ごと）									
病院・療養所の入院者（世帯の単位：施設ごと）									
社会施設の入所者（世帯の単位：棟ごと）									
自衛隊営舎内居住者（世帯の単位：調査単位ごと）									
矯正施設の入所者（世帯の単位：調査単位ごと）									
その他（世帯の単位：一人一人）									

なお、昭和 60 年以降の調査における一般世帯、施設等の世帯の区分と、55 年調査での普通世帯、準世帯との対応関係は以下のとおりです。

一般世帯、施設等の世帯と、普通世帯、準世帯との区分の対応関係

	一般世帯	施設等の世帯
普通世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○住居と生計を共にしている人の集まり ○一戸を構えて住んでいる単身者 	
準世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○間借り・下宿などの単身者 ○会社などの独身寮の単身者 	<ul style="list-style-type: none"> ○寮・寄宿舎の学生・生徒 ○病院・療養所の入院者 ○社会施設の入所者 ○自衛隊営舎内居住者 ○矯正施設の入所者 ○その他

○ 昭和 35 年～50 年

昭和 35 年～50 年の調査における世帯の定義は、55 年調査と次の点で異なっています。

- (1) 単身の住み込みの営業使用人は、5 人以下の場合は雇主の世帯に含め、これを普通世帯とし、6 人以上の場合は、営業使用人だけをまとめて一つの準世帯としています。
- (2) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎・独身寮などで、起居を共にしている単身者は、その寄宿舎・独身寮の棟ごとにまとめて一つの準世帯としています。

ただし、各戸が住宅の要件を備えている場合で、管理人以外に家族から成る普通世帯と単身者（一戸の居住者数は無関係）が同じ棟に居住しているような寮の単身者は、昭和 55 年調査と同様に一人一人を一つの普通世帯としています。なお、一戸に単身者二人以上が居住している場合は、一人を「給与住宅」に住む普通世帯、他を一人ずつ「住宅に間借り」の準世帯としています。

○ 昭和 30 年

昭和 30 年調査の世帯の定義は、35 年～50 年調査と次の点で異なっています。

- (1) 単身の住み込みの営業使用人はすべて、雇主の普通世帯に含めています。
- (2) 間借り又は下宿屋に住み、それぞれ独立して生計を維持している単身者は、一人一人を準世帯とせず、棟ごとにまとめて一つの準世帯としています。

○ 昭和 25 年

昭和 25 年調査の世帯の定義は、単独世帯の世帯主を「一人の準世帯」としていることのみ 30 年調査と異なっています。

なお、普通世帯と一人の準世帯を合わせて「一般世帯」として表章しています。

○ 大正 9 年～昭和 22 年

大正 9 年～昭和 22 年調査における普通世帯及び準世帯の定義は、いわゆる素人下宿の単身の下宿人は下宿主の普通世帯に含めること、また、間借り自炊している単身者は間貸主とは別の普通世帯としていることを除いて昭和 30 年調査のものと同様です。

《注意点》

ア 昭和 22 年以前の調査では、現在地方式によって人口を把握しているため、例えば、10 月 1 日午前零時をはさんで旅行中の人は、旅館宿泊者の準世帯として把握しています。

イ 昭和 40 年調査は、準世帯の内訳を調査していないため、一般世帯と施設等の世帯に区分することができないことから、時系列比較ができません。

世帯主・世帯人員

(1) 世帯主

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。

(2) 世帯人員

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

区分	内容
親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
単独世帯	世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

区分	
I	核家族世帯
	1) 夫婦のみの世帯
	2) 夫婦と子供から成る世帯
	3) 男親と子供から成る世帯
	4) 女親と子供から成る世帯
II	核家族以外の世帯
	5) 夫婦と両親から成る世帯
	ア 夫婦と夫の親から成る世帯
	イ 夫婦と妻の親から成る世帯
	6) 夫婦とひとり親から成る世帯
	ア 夫婦と夫の親から成る世帯
	イ 夫婦と妻の親から成る世帯
	7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
	ア 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
	イ 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
	ア 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
	イ 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
	10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
	11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯
	ア 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
	イ 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
	12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
	ア 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
	イ 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
	13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
	14) 他に分類されない親族世帯

<参考>

平成17年以前の調査では、親族のみの世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合は、親族世帯に含めていました。例えば、上記でいう「1）夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含めていました。

3 世代世帯

「3 世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。

したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の 3 世代世帯は含まれません。

母子世帯・父子世帯

(1) 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

(2) 父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

人口集中地区

人口集中地区とは、市区町の境域内において、人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上）が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区の人口が 5,000 人以上となる地域です。

<人口集中地区を設定した経緯>

昭和 28 年に施行された「町村合併促進法」等に伴う「昭和の大合併」により、市部の地域が必ずしも「都市的地域」の特質を明瞭に表さなくなりました。

昭和 35 年調査の際に、この「都市的地域」の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として「人口集中地区」を設定し、これらについても集計されることになりました。

<内容についての問い合わせ先>

広島県総務局統計課（人口統計グループ）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 (082) 513-2533 (ダイヤル)